

社会福祉法人
豊中市社会福祉協議会 会長 様

豊中市長 長 内 繁



社会福祉法人の指導監査の結果について (通知)

社会福祉法第 56 条により、令和元年 (2019 年) 8 月 26 日に実施した標記については、下記のとおりです。

この通知による指導事項について、別添「指導監査改善報告書」により令和元年 (2019 年) 10 月 28 日 (木) までに報告してください。また、この通知以外で指導監査時に指摘した事項についても早急に改善を図り、より一層適正な法人運営に努めてください。

なお、期日までに提出がない場合は、改善が図られないものとして取り扱いますので、必ず期日までに提出してください。

記

対象法人 ・ 施設	指導結果
・ 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会	改善指導事項あり (改善指導事項は、別紙のとおりです。 その他の事項は、実施日に口頭で指導済みです。)

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 法人指導係
担 当： 山田
電話番号： 06-6858-2441
F A X： 06-6858-4325
mail： fukushidou@city.toyonaka.osaka.jp